

【女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画】

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

2. 当組合の課題

- ・女性の継続勤務年数（特に正職員）が短い。
- ・残業時間の多い職員がいくつかの部署に集中している。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：全職員の年次有給休暇取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

《実施時期・取組内容》

- ①令和7年4月～ 職員厚生委員会議で内容を説明するとともに通知文書により職員へ周知する。
- ②令和7年7月～ 幹部職員会議にて継続して年7日以上年次有給休暇を取得させるよう通知する。
- ③令和7年9月～ すべての部署に年次有給休暇日数管理表を配布し、人事教育課と共有する。
- ④令和7年10月～ 各自の年次有給休暇取得状況を本人と所属長に4半期毎に通知する。

目標2：労働者の月平均残業時間を2時間以上削減させる。

《実施時期・取組内容》

- ①令和7年4月～ 職員厚生委員会議で内容を説明する。
- ②令和7年5月～ 職員の残業時間を適切に把握し、各部署職員会議で月間2日以上ノー残業デー導入について議論する。
- ③令和7年6月～ 各部署で設定したノー残業デーを実施し定時退社を徹底する。
- ④令和7年7月～ 人事教育課は、毎月の実績結果を幹部職員に通知する。